



和歌山市公報

令和5年（2023年）3月31日
号外第10号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
18	和歌山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	2

【 規 則 】

25	和歌山市就学援助費支給規則・・・・・・・・・・・・・・・・（学校支援課）	11
26	和歌山市特別支援教育奨励費支給規則・・・・・・・・・・・・・・・・（学校支援課）	12
27	和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（保健対策課）	13

【 訓 令 】

5	和歌山市例規審査会規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（総務課）	14
6	和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（デジタル推進課）	15

【 告 示 】

129	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・（債権回収対策課）	15
130	和歌山市指定文化財の指定・・・・・・・・（文化振興課）	15
131	公示送達（令和4年度第5期から第8期まで国民健康保険料督促状）・・・・（国保年金課）	16
132	公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・（納税課）	16
133	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・（自治振興課）	16
134	公示送達（令和4年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更生通知書）・・・・・・・・（国保年金課）	16
135	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・（道路管理課）	17
136	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・（道路管理課）	17
137	和歌山都市計画地区計画（紀伊地区地区計画）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・（都市計画課）	17

【 選挙管理委員会告示 】

21	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	18
22	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	18
23	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	18
24	和歌山県議会議員一般選挙における選挙公報への掲載の順序を定めるくじを行う場所等・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	19
25	和歌山県議会議員一般選挙における開票の場所等・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	19
26	和歌山県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所等・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	19
27	和歌山県議会議員一般選挙における期日前投票所等・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	19
28	和歌山県議会議員一般選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	20

【 人事委員会規則 】

- 2 和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 20

【 教育委員会規則 】

- 1 和歌山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則・・（教育政策課） 21
2 和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 21

【 教育委員会訓令 】

- 1 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 22

【 農業委員会規程 】

- 1 和歌山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程・・（農業委員会事務局） 22

【 企業局規程 】

- 5 和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程・・・・・・・・（企業総務課） 22
6 和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規程・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 42
7 和歌山市企業局公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 55
8 和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 55
9 和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 56
10 和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課） 57
11 和歌山市企業局水道料金等徴収業務委託規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課） 58

【 企業局告示 】

- 14 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による排水設備等指定工事店の指定・（企業総務課） 60

【 消防局訓令 】

- 5 和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（消防総務課） 60

【 条 例 】

和歌山市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第18号

和歌山市税条例等の一部を改正する条例
(和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「第6項」の次に「及び次条第1項」を加え、「本項」を「この項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「本節」を「この節」に改め、同条第5項ただし書及び第6項中「によつて」を「により」に改め、同条第7項中「次条第1項第1号ア」を「第32条第1項第1号ア」に改め、同条第9項及び第11項中「本節」を「この節」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第31条の2 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特

定非常災害として指定された非常災害（第5項において「特定非常災害」という。）に係る同条第1項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生日」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生日純損失金額（その者の当該特定非常災害発生日において生じた前条第6項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（所得税法第70条の2第4項第1号に規定する被災純損失金額をいい、当該特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生日純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日純損失金額（次条第1項に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（次条第1項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、「を除く。」とあるのは「を除く。」並びに当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた特定非常災害発生日純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」と、同条第7項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」とする。

- (1) 事業資産特定災害損失額（所得税法第70条の2第4項第2号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第3号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が10分の1以上であること。
 - (2) 不動産等特定災害損失額（所得税法第70条の2第4項第4号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が10分の1以上であること。
- 2 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生日特定純損失金額（所得税法第70条の2第4項第5号に規定する特定非常災害発生日特定純損失金額をいう。）又は被災純損失金額（同条第4項第1号に規定する被災純損失金額をいい、特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生日特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第2項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第7項中「純損失の金額（同項）」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日特定純損失金額（次条第2項に規定する特定非常災害発生日特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた特定非常災害発生日特定純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」とする。
- 3 所得割の納税義務者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第70条の2第4項第1号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第3項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第7項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」とする。
- 4 所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第7項中

「金額をいい、」とあるのは「金額をいう。）で特定雑損失金額（次条第4項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（」と、「同条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は」とする。

5 前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第1項第1号に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）に係るものをいう。

第34条の2第2項中「都道府県等による第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」を「第1号、第4号及び第5号に掲げる基準」に改め、「当該基準及び」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 都道府県等による第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第34条の2第2項に次の2号を加える。

(4) 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前1年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前3号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

(5) 特定期間において行われた法第314条の7第5項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

第38条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第40条の見出し中「給与支払報告等」を「給与支払報告書等」に改め、同条第7項中「」が、政令で定めるところにより市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「」は」に、「記載事項を」を「給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（次項及び第9項において「記載事項」という。）を」に改める。

第53条第2項第14号中「本号」を「この号」に改め、同項第28号中「第3号から第5号まで」を「第4号から第6号まで」に改め、同条第4項中「並びに農業協同組合」を「、農業協同組合」に改め、「農業協同組合連合会」の次に「並びに労働者協同組合連合会」を加え、同条第5項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構」に、「対しては」を「及び福島国際研究教育機構が所有する固定資産（福島国際研究教育機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては」に改める。

第79条に次の1項を加える。

3 オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第1条（c）に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第79条の2第1項第3号ア（イ）中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号イ（イ）中「平成27年度以降」を「令和4年度以降」に、「以下この条」を「次項」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に、「100分の125」を「100分の105」に改め、同条第2項中「並びに」の次に「令和4年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第3号ア（イ）の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第3号イ（イ）の項中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第79条の5において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125」を「令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第79条の5において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の105」に、「100分の157」を「100分の163」に改め、同条第3項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改める。

第79条の5第1項第1号イ中「100分の60」を「100分の70」に改め、同項第2号イ中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第2項第1号イ中「100分の55」を「100分の60」に改め、同号に次のように加える。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第79条の5第2項第2号イ中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第4項の表第1項第1号イの項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第1項第2号イの項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値」に改め、同表第2項第1号イの項中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の119」を「100分の130」に改め、同項の次に次のように加える。

第2項第1号ウ	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
---------	------------------	------------------------------------

第79条の5第4項の表第2項第2号イの項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に、「100分の144」を「100分の147」に改め、同条第5項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の80」を「100分の87」に改める。

第132条第1項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

附則第2条第1項第1号中「（平成8年法律第85号）」を削り、同条第2項及び第4項中「本項」を「この項」に改める。

附則第3条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条第4項を削り、同条第5項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第11項」を「第10項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「平成31年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「4分の3」を「6分の5（当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第14項」を「第13項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項中「認定事業により平成27年4月1日から令和5年3月31日まで」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつ

ては、政令で定める要件を満たすものに限る。）により令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第24条第7項」を「第24条第8項（同法第29条の9において準用する場合を含む。）」に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から令和6年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「政府」を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とし、同条第16項中「令和4年度」を「令和6年度」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第23項」を「第22項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第18項を第17項とし、第19項を第18項とし、同条第20項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とし、同条第22項中「平成25年4月1日から令和5年3月31日まで」を「政府の補助で総務省令で定めるものを受けて令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第24項を第23項とし、第25項を第24項とし、同条第26項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「その者」を「その者（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）」に改め、同項を同条第25項とし、同条第27項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第26項とし、同条第28項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第27項とし、同条第29項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第28項とし、同条中第30項を第29項とし、第31項を第30項とし、第32項を第31項とし、同条第33項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第32項とし、同条に次の2項を加える。

33 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第53条第2項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従って取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第2条第14項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第52条第10項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の2の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第10条の5の4第3項第8号又は第42条の12の5第3項第9号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従って取得したものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から4年度分）の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

34 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第14条第3項の規定による認定を受けた同法第13条第1項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第2条第7号に規定する道路運送高度化事業（同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産

で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第61条、第61条の2又は第131条第1項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から令和10年3月31日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する年の翌年の1月1日（供用開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

附則第6条の2中「前条第11項」を「前条第10項」に改める。

附則第7条の3第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第7条の5第1項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第8条第6号アの表（イ）中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和4年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第18号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和5年改正前の条例」という。）」に改め、同号イの表（イ）中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和4年度分の固定資産税について令和5年改正前の条例」に改める。

附則第8条の2第3項の表附則第6条第16項、第25項から第28項まで及び第31項並びに附則第6条の3の項及び同条第4項の表附則第6条第16項、第25項から第28項まで及び第31項並びに附則第6条の3の項中「附則第6条第16項、第25項から第28項まで及び第31項」を「附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項」に改める。

附則第9条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和5年改正前の条例」を加える。

附則第16条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「固定資産税について」の次に「令和5年改正前の条例」を加える。

附則第17条の2の2を削る。

附則第17条の8第3項を削る。

附則第18条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の第79条の2第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に、「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「同号ア（ア）aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同号ア（ア）bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第79条の2第1項第3号ア（イ）」を「同号ア（イ）」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同号ア（ウ）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ（ア）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ（ア）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第18条の2第1項中「、第7項及び第8項」を削り、「第8項まで」を「第4項まで」に改め、「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第55条第4項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び和歌山市税条例附則第18条の2第2項の規定による軽自動車税の種別割」とする。

附則第21条の4第1項中「本項」を「この項」に改め、同条第2項中「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第22条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第23条の3第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「市民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項）に、「市民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第3項」を「）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第3項」に、「租税特別措置法第37条の13の2第1項」を「同法第37条の13の3第1項」に改め、同条第6項中「第37条の13の2第8項」を「第37条の13の3第8項」に改め、同条第8項中「「によつて」を「により」に改め、同条第9項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改める。

附則第39条第5項中「第17項」を「第16項」に改める。

附則第45条第1項中「及び次条」及び「次条において同じ。」を削る。

第2条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「は、」の次に「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び」を加え、「送達すべき」を「その」に、「を市役所の掲示場に掲示して行う」を「（以下この項において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改め、同条第3項中「掲示を初めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

第31条第8項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）」を「総務省令」に改める。

第32条第1項第1号中「本号」を「この号」に改め、同項第10号の2中「本号に」を「前号又はこの号に」に、「本号の」を「これらの」に改める。

第79条の5第1項第1号イ中「100分の70」を「100分の75」に改め、同条第2項第1号イ中「100分の60」を「100分の70」に改め、同条第4項の表第1項第1号イの項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同表第2項第1号イの項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同条第5項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に、「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中和歌山市税条例第79条の2並びに第79条の5の改正規定並びに同条例附則第18条の2の改正規定（同条第1項中「、第7項及び第8項」を削り、「第8項まで」を「第4項まで」に改める部分を除く。）並びに同条例附則第23条の3の改正規定並びに附則第3条第5項並びに第6条第3項及び第5項の規定 令和6年1月1日

（2）第1条中和歌山市税条例第38条の2の改正規定及び附則第3条第3項の規定 令和7年1月1日

- (3) 第2条（次号及び第8号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和7年4月1日
- (4) 第2条中和歌山市税条例第32条第1項第10号の2の改正規定及び附則第4条の規定 令和8年1月1日
- (5) 第1条中和歌山市税条例第79条に1項を加える改正規定及び附則第6条第2項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
- (6) 第1条中和歌山市税条例附則第6条に2項を加える改正規定（第34項に係る部分に限る。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (7) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第14項の改正規定（「第24条第7項」を「第24条第8項（同法第29条の9において準用する場合を含む。）」に改める部分に限る。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）の施行の日
- (8) 第2条中和歌山市税条例第16条第2項及び第3項並びに第31条第8項の改正規定並びに次条の規定公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の和歌山市税条例第16条の規定は、前条第8号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）第31条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する同条第1項に規定する特定非常災害について適用する。

2 施行日から令和6年3月31日までの間に効力を生ずる新条例第34条の2第2項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前1年以内」とあるのは、「令和5年4月1日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3 新条例第38条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき和歌山市税条例第37条第1項ただし書に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条例第38条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第40条第7項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第40条第7項に規定する報告書については、なお従前の例による。

5 新条例附則第23条の3の規定は、同条第1項の市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧条例附則第23条の3第1項の市民税の所得割の納税義務者が施行日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得した同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例第32条第1項（第10号の2に係る部分に限る。）の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第4項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第7項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第13項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第14項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第22項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第26項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 施行日から附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第8条の2第3項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項及び新条例附則第8条の2第4項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項の規定の適用については、これらの規定中「第30項及び第34項」とあるのは、「及び第30項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例第79条第3項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「5号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、5号施行日の属する年度の翌年度（5号施行日が4月1日である場合には、5号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 3 新条例第79条の2及び第79条の5の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「1号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、1号施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第18条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例附則第18条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「3号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、3号施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第13項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第14項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第26項に規定する政府の

補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（令和5年3月31日揭示済）

【 規 則 】

和歌山市就学援助費支給規則を公布する。

令和5年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第25号

和歌山市就学援助費支給規則

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、就学を援助するための給付金（以下「就学援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（援助の実施）

第2条 市長は、本市の区域内に住所を有する学齢児童若しくは学齢生徒（それぞれ法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条に規定する者（法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に在学する者及び入学を予定している者に限る。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対し、就学援助費を支給する。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

（2）和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者

2 前項の規定にかかわらず、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定により同項各号に掲げる経費の支弁を受けている者に対しては、就学援助費を支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、生活保護法第13条に規定する教育扶助として、次項各号に相当する給付が、同法第32条第1項の規定による金銭給付又は現物給付として行われている者に対しては、当該給付に相当する就学援助費は支給しない。

4 就学援助費は、次に掲げる費目について支給する。

（1）学用品費

（2）通学用品費

（3）校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）

（4）新入学児童生徒学用品費等

（5）オンライン学習通信費

（6）社会見学費

（7）修学旅行費

（8）学校給食費

5 前項各号に掲げる費目に係る支給額については、予算の定めるところによる。

（申請）

第3条 前条第1項第2号に規定する認定を受けようとする者は、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請については、教育委員会が別に定める。

（就学援助費の支給）

第4条 市長は、第2条第4項第1号から第6号までに掲げる費目に係る就学援助費について、同条第1項から第3項までの規定により支給の対象となる者（以下「被援助保護者」という。）の預金口座又は貯金口座への

口座振替の方法により支給するものとする。

- 2 市長は、第2条第4項第7号及び第8号に掲げる費目に係る就学援助費については、被援助保護者が就学させなければならない学齢児童又は学齢生徒が在学する小学校、中学校又は義務教育学校の学校長に対して交付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被援助保護者に学齢児童又は学齢生徒の保護者が負担すべき教材費、校外活動費その他の学校教育活動に要する経費であって、前項の学校長が徴収するものについて未納の金額があるときは、当該被援助保護者に係る就学援助費については前項の学校長に対して交付するものとする。

（届出）

第5条 被援助保護者は、就学援助費の支給を必要としなくなったときは、市長に届け出ることができる。

- 2 被援助保護者は、氏名、現住所、世帯状況、前条第1項に規定する預金口座又は貯金口座等に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（就学援助費の支給の終了）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助費の支給を終了する。

- (1) 前条第1項の規定による届出があったとき。
 - (2) 被援助保護者でなくなったとき。
 - (3) 被援助保護者が偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- 2 市長は、被援助保護者が前項第3号に該当したことにより就学援助費の支給を終了したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（和歌山市給食費交付金規則の廃止）
- 2 和歌山市給食費交付金規則（昭和46年規則第23号）は、廃止する。

（令和5年3月29日揭示済）

和歌山市特別支援教育就学奨励費支給規則を公布する。

令和5年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第26号

和歌山市特別支援教育就学奨励費支給規則

（趣旨）

第1条 この規則は、特別支援学級に在籍する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。）の経済的負担の軽減を図るため給付金（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（援助の実施）

第2条 市長は、和歌山市立の小学校、中学校又は義務教育学校に在学し、次の各号のいずれかに該当する者の保護者であって、かつ、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額が同号に規定する需要額の2.5倍未満であるものに対し、就学奨励費を支給する。

- (1) 特別支援学級に在籍する学齢児童及び学齢生徒
 - (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する学齢児童及び学齢生徒
- 2 前項の規定にかかわらず、和歌山市就学援助費支給規則（令和5年規則第25号）第2条第1項に規定する者に対しては、就学奨励費は支給しない。
 - 3 就学奨励費は、次に掲げる費目について支給する。
 - (1) 学校給食費

- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動等参加費（宿泊を伴わないものに限る。）
- (4) 学用品・通学用品購入費
- (5) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (6) オンライン学習通信費

4 前項各号に掲げる費目に係る支給額については、予算の定めるところによる。

（申請）

第3条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、教育委員会に申請しなければならない。

（就学奨励費の支給）

第4条 市長は、第2条第3項各号に掲げる費目に係る就学奨励費について、同条第1項及び第2項の規定により支給対象となる者（以下「被援助保護者」という。）の預金口座又は貯金口座への口座振替の方法により支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被援助保護者に学齢児童又は学齢生徒の保護者が負担すべき教材費、学校活動費その他の学校教育活動に要する経費であって、被援助保護者が就学させなければならない学齢児童又は学齢生徒が在学する小学校、中学校又は義務教育学校の学校長が徴収するものについて未納の金額があるときは、当該被援助保護者に係る就学奨励費については当該学校長に対して交付するものとする。

（届出）

第5条 被援助保護者は、就学奨励費の支給を必要としなくなったときは、市長に届け出ることができる。

2 被援助保護者は、氏名、現住所、世帯状況、前条第1項に規定する預金口座又は貯金口座等に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（就学奨励費の支給の終了）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、就学奨励費の支給を終了する。

- (1) 前条第1項の規定による届出があったとき。
- (2) 被援助保護者でなくなったとき。
- (3) 被援助保護者が偽りその他不正に手段により就学奨励費の支給を受けたとき。

2 市長は、被援助保護者が前項第3号に該当したことにより就学奨励費の支給を終了したときは、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月29日揭示済）

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第27号

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種費の助成に関する規則（平成19年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第1条の3第2項」を「第3条第2項」に改める。

別表第1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの項中「12, 243円」を「12, 265円」に改め、同表不活化ポリオワクチンの項中「11, 088円」を「11, 110円」に改め、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「5, 214円」を「5, 236円」に改め、同表沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの項中「6, 523円」を「6, 545円」に、「4, 983円」を「5, 005円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しんワクチンの項中「8, 888円」を「8, 910円」に、「7, 040円」を「7, 062円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの項中「12, 463円」を「12, 485円」に、「10, 615円」を「10, 637円」に改め、同表乾燥弱毒生風しんワクチンの項中「8, 899円」を「8, 921円」に、「7, 051円」を「7, 073円」に改め、同表乾燥細胞培養日本脳炎ワク

チンの項中「8,668円」を「8,690円」に、「7,128円」を「7,150円」に改め、同表BCGワクチンの項中「11,308円」を「11,330円」に改め、同表乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの項中「9,647円」を「9,669円」に改め、同表沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンの項中「13,013円」を「13,035円」に改め、同表組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの項中「16,753円」を「16,775円」に改め、同項の次に次のように加える。

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	定期	26,797円
---------------------------	----	---------

別表第1乾燥弱毒生水痘ワクチンの項中「10,758円」を「10,780円」に改め、同表23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの項中「8,259円」を「8,281円」に改め、同表組換え沈降B型肝炎ワクチンの項中「7,986円」を「8,008円」に改める。

別表第2沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの項中「10,703円」を「10,725円」に改め、同表不活化ポリオワクチンの項中「9,548円」を「9,570円」に改め、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「5,214円」を「5,236円」に改め、同表沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの項中「4,983円」を「5,005円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しんワクチンの項中「8,173円」を「8,195円」に、「6,633円」を「6,655円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの項中「11,748円」を「11,770円」に、「10,208円」を「10,230円」に改め、同表乾燥弱毒生風しんワクチンの項中「8,184円」を「8,206円」に、「6,644円」を「6,666円」に改め、同表乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの項中「7,128円」を「7,150円」に改め、同表BCGワクチンの項中「11,308円」を「11,330円」に、「9,878円」を「9,900円」に改め、同表乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの項中「8,514円」を「8,536円」に改め、同表沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンの項中「11,880円」を「11,902円」に改め、同表組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの項中「16,753円」を「16,775円」に改め、同項の次に次のように加える。

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	26,797円
---------------------------	---------

別表第2乾燥弱毒生水痘ワクチンの項中「9,328円」を「9,350円」に、「8,503円」を「8,525円」に改め、同表23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの項中「8,259円」を「8,281円」に改め、同表組換え沈降B型肝炎ワクチンの項中「7,986円」を「8,008円」に、「6,556円」を「6,578円」に、「5,731円」を「5,753円」に改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を本市の区域外に所在する医療機関で受けた者に対する予防接種に係る費用の助成について適用する。

（令和5年3月29日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第5号

和歌山市例規審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市例規審査会規程の一部を改正する規程

和歌山市例規審査会規程（昭和63年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「規則」を「第2条第1号に掲げる事項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月31日揭示済）

和歌山市訓令第6号

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市情報化推進委員会規程（平成13年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「委員長は」の次に「、第2項の規定により市長が委員会に出席したときを除き」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、委員の意見を聴くため必要があると認めるときは、委員会に出席することができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月31日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第129号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和5年3月28日揭示済）

和歌山市告示第130号

和歌山市文化財保護条例（昭和41年条例第16号）第3条第1項の規定により、次の文化財を令和5年3月29日に和歌山市指定文化財として指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月29日

和歌山市長 尾花正啓

名 称	種 類	員 数	所在地	所有者
せんじゅかんのりゅうぞう 千手観音立像	彫刻	1 軀	和歌山市紀三井寺	宗教法人 護国院
みろくぼさつざぞう 弥勒菩薩坐像	彫刻	1 軀	和歌山市紀三井寺	宗教法人 護国院
わかやまごじょうないそうおんえず 和歌山御城内惣御絵図	歴史資料	1 点	和歌山市東高松	和歌山県立 図書館

（令和5年3月29日揭示済）

和歌山市告示第131号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和4年度	第5期から 第8期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和5年4月10日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年3月30日揭示済）

和歌山市告示第132号

市県民税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和5年3月31日揭示済）

和歌山市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
加太サニータ ウン自治会	規約に定める目的	本会は会員相互の理解と信頼の和協によって地区の発展および会員の福祉向上と親睦を図ると共に自治行政に協力することを目的とする	会員相互の親睦と融和を図り、良好な地域社会の維持形成に資すると共に市政に協力することを目的とする	令和5年3月31日

（令和5年3月31日揭示済）

和歌山市告示第134号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考

令和4年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年4月24日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年4月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年3月31日揭示済)

和歌山市告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
32-10	直川10号線	和歌山市直川76番4地先 ～ 和歌山市直川75番1地先	旧	7.1	3.10 ～ 5.40
			新	7.1	10.50
32-11	直川11号線	和歌山市直川76番1地先 ～ 和歌山市直川75番1地先	旧	24.4	7.50 ～ 16.50
			新	24.4	16.60 ～ 33.90

(令和5年3月31日揭示済)

和歌山市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和5年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
31-105	有功105号線	和歌山市六十谷269番19地先 ～ 和歌山市六十谷281番6地先	13.0	5.00 ～ 7.10

(令和5年3月31日揭示済)

和歌山市告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画地区計画（紀伊地区地区計画）
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 和歌山市府中の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（令和5年3月31日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第21号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。
令和5年3月30日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年4月9日（日）午前7時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 選挙人名簿から抹消するについて

（令和5年3月30日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第22号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。
令和5年3月30日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年4月10日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 選挙人名簿に登録するについて
(2) 直接請求に必要な選挙人の数について
(3) 選挙人名簿から抹消するについて

（令和5年3月30日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,099人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 101,641人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 50,821人

（令和5年3月30日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第24号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 場所 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階 選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年3月31日（金）午後5時30分

（令和5年3月31日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第25号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙における和歌山市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 開票の場所 和歌山市土入318番地の1 和歌山市立市民体育館
- 2 日時 令和5年4月9日（日）午後9時30分

（令和5年3月31日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第26号

令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 場所 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所4階 第2会議室
- 2 日時 令和5年4月6日（木）午後6時30分

（令和5年3月31日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第27号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙における、期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 期日前投票所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局
和歌山市市小路192番地3

和歌山市河北コミュニティセンター1階
和歌山市寺内665番地
和歌山市東部コミュニティセンター1階
和歌山市紀三井寺856番地
和歌山市南コミュニティセンター3階
和歌山市直川326番地7
和歌山市さんさんセンター紀の川1階
和歌山市布施屋41番地
和歌山市河南コミュニティセンター1階
和歌山市小雑賀805番地1
オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横
和歌山市中字楠谷573番地
イオンモール和歌山3階イオンホール

2 期日前投票所を設ける期間

令和5年4月1日（土）から同月8日（土）まで 午前8時30分から午後8時まで

（令和5年3月31日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第28号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙の期日前投票所である和歌山市河北コミュニティセンター1階、和歌山市東部コミュニティセンター1階、和歌山市南コミュニティセンター3階、和歌山市さんさんセンター紀の川1階、和歌山市河南コミュニティセンター1階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山3階イオンホールにおいて、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和5年3月31日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

開始時刻

- (1) 和歌山市河北コミュニティセンター1階 午前9時
- (2) 和歌山市東部コミュニティセンター1階 午前9時
- (3) 和歌山市南コミュニティセンター3階 午前9時
- (4) 和歌山市さんさんセンター紀の川1階 午前9時
- (5) 和歌山市河南コミュニティセンター1階 午前9時
- (6) オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横 午前9時
- (7) イオンモール和歌山3階イオンホール 午前10時

（令和5年3月31日揭示済）

【 人事委員会規則 】

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

和歌山市人事委員会委員長 田中 祥博

和歌山市人事委員会規則第2号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成11年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2のア行政職給料表等級別職務分類表6級の項中「職員研修所長」を「公民共創室長、法務専門副主幹、職員研修所長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

【 教育委員会規則 】

和歌山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和5年3月29日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第1号

和歌山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

和歌山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則（平成20年教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日揭示済)

和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第2号

和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会事務決裁規則（平成27年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通決裁事項の一般に関する事項の表第5項中「もの（廃止を除く。）」を「改正」に、「重要なもの」を「制定、重要な改正」に改め、別表第1 共通決裁事項の一般に関する事項の表第23項を次のように改める。

23 情報公開及び個人情報保護に関すること。					
(1) 公文書の開示請求及び個人情報の開示・訂正・利用停止請求に対する処分を決定すること。	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの		軽易なものにあつては教育政策課長、重要なもの及び特に重要なものにあつては教育学習部長及び教育政策課長
(2) 個人情報ファイル簿の作成若しくは修正又は個人情報ファイルの消除をすること。	○				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日揭示済)

【 教育委員会訓令 】

和歌山市教育委員会訓令第1号

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程を定める。

令和5年3月29日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市教育委員会文書取扱規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「保存期間が満了したときであっても、」を「当該公文書に係る保存期間が経過する日又はそれぞれに、「掲げる期間が経過する」を「定める期間が経過する日のいずれか遅い日」に、「の保存期間を延長しなければ」を「を保存しなければ」に改め、同項第5号中「和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第21条第1項、第31条第1項又は第38条第1項」を「同法第82条各項、第93条各項又は第101条各項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月29日揭示済）

【 農 業 委 員 会 規 程 】**和歌山市農業委員会規程第1号**

和歌山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

和歌山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

和歌山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程（平成20年農業委員会規程第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月28日揭示済）

【 企 業 局 規 程 】

和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程を公布する。

令和5年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第5号

和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成8年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（受益者）

第2条 条例第2条第4号に規定する企業管理規程で定める者は、当該建築物を所有する者の間で代表者を定め

たときはその代表者とし、代表者を定めなるときは公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指名する者とする。

- 2 前項の代表者を定めたときは、集落排水事業受益者代表届（別記様式第1号）により管理者に届け出なければ、その旨を主張することができない。

（分担金の決定通知）

第3条 条例第6条第3項の規定による通知は、集落排水事業受益者分担金決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

（分担金の納付方法）

第4条 条例第6条第2項の規定により分担金を分割徴収する場合における各年度の納期限は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第1期 6月末日

第2期 9月末日

第3期 12月25日

第4期 2月末日

- 2 前項の規定にかかわらず、分担金の納期限が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日又は日曜日でない日を納期限とみなす。

- 3 分担金を各納期に分割する場合において、その納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の年度の第1期の分割金額に合算する。

- 4 分担金は、集落排水事業受益者分担金納入通知書（別記様式第3号）により納付するものとする。

（受益者の変更届）

第5条 条例第7条の規定による届出は、集落排水事業受益者変更届（別記様式第4号）を管理者に提出して行うものとする。

（分担金が賦課されない建築物）

第6条 条例第8条に規定する企業管理規程で定める建築物は、同一の敷地内において、既存の建築物を取り壊し、新たに建築された建築物とする。

（分担金の減免）

第7条 条例第9条の規定により分担金の減額又は免除を受けようとする受益者は、集落排水事業受益者分担金減額、免除申請書（別記様式第5号）に分担金の減額又は免除を受けようとする理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を審査決定し、集落排水事業受益者分担金減額、免除決定通知書（別記様式第6号）により当該受益者にその旨を通知するものとする。

（分担金の徴収猶予）

第8条 条例第9条の規定により管理者は、当該分担金を納付することが困難であると認められる金額を限度として、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

- 2 分担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、集落排水事業受益者分担金徴収猶予申請書（別記様式第7号）に分担金の徴収の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を審査決定し、集落排水事業受益者分担金徴収猶予決定通知書（別記様式第8号）により当該受益者にその旨を通知するものとする。

（徴収猶予の取消し）

第9条 管理者は、前条の規定により分担金の徴収の猶予を受けた受益者の財産状況の変化その他の事由により徴収の猶予を継続することが適当でないとする場合は、その徴収の猶予を取消し、その猶予に係る分担金を一時に徴収する。

- 2 管理者は、前項の規定により徴収の猶予を取消したときは、集落排水事業受益者分担金徴収猶予取消通知書（別記様式第9号）により当該受益者にその旨を通知するものとする。

（住所等の変更）

第10条 受益者の住所又は氏名の変更届出は、集落排水事業受益者住所等変更届（別記様式第10号）により

行わなければならない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

集落排水事業受益者代表届

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
届出者 氏 名
電 話

次のとおり代表者を定めたので、和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収
条例施行規程第2条第2項の規定により届け出ます。

代 表 者	住 所	
	氏 名	

別記様式第2号（その1）（第3条関係）

集落排水事業受益者分担金決定通知書

年 月 日

[Redacted area]

様

和歌山市公営企業管理者

印

和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例第5条第2項の規定に基づき分担金の額を次のおり決定したので、同条例第6条第3項の規定により通知します。

- 1 分担金は、和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成8年条例第25号）により賦課されます。
- 2 分担金は、原則として5年に分割し、毎年4回の納期により納めることとなります。
分担金の納付の方法は、納入通知書を各年度ごとに送付しますから、それによって納めることとなります。
その他に5年分、1年分一括納付の方法があります。
- 3 受益者に変更があったときは、遅滞なく集落排水事業受益者変更届を提出してください。
集落排水事業受益者変更届の提出があった日以後の納期に係る分担金は、新受益者が負担することとなります。
- 4 分担金について不明な点がありましたら、和歌山市 電話

別記様式第2号（その2）（第3条関係）

分 担 金 額		受 益 者 コ ー ド		処 理 区 名	
年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	納 期 限
第 1 期					6 月 末 日
第 2 期					9 月 末 日
第 3 期					1 2 月 2 5 日
第 4 期					2 月 末 日
年 度 合 計					

別記様式第3号（その1）（第4条関係）

表面

年度	集落排水事業受益者分担金納入通知書	処 理 区 名	
		受 益 者 コ ー ド	

1 この受益者分担金は 年度から
年度までの5年間で、その 年目です。

2 収入科目
集落排水事業会計

款	項	目	節

3 納付場所 和歌山市企業局出納取扱金融機関
和歌山市企業局収納取扱金融機関

別紙のとおりそれぞれの納期限までに納めてください。

年 月 日

和歌山市公営企業管理者 印

裏面

集落排水事業受益者分担金について

- 1 納入義務者
集落排水事業が告示された区域内で、建築物（事業により設置された排水処理施設に汚水を排除する建築物に限る。）を所有される方が納入義務者となります。
- 2 納付期日
分担金は、賦課金額を5年20納期に分割して納めていただきます。納期及び納期限は、次のとおりです。

1・2・3・4・5年度	納 期 限
第 1 期	6月末日まで
第 2 期	9月末日まで
第 3 期	12月25日まで
第 4 期	2月末日まで

- 4 受益者の変更
建物の相続、売買等により受益者に変更があった場合は、「集落排水事業受益者変更届」を提出してください。
- 5 住所等の変更
受益者又は代表者に住所等の変更があった場合は、「集落排水事業受益者住所等変更届」を提出してください。

3 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%）の割合を乗じて計算した額

お問い合わせ 和歌山市 電話

別記様式第3号(その2)(第4条関係)

表面

	受益者コード													
年度	様													
集落排水事業受益者分担金明細書兼領収証書														
1年分一括完納	納付額	円	第1期	第2期	第3期	第4期								
納付額	円	納付額	円	納付額	円	納付額	円							
納期限を過ぎると納付できません。		納期限を過ぎると納付できません。		納期限を過ぎると納付できません。		納期限を過ぎると納付できません。								
納期限	年月日	納期限	年月日	納期限	年月日	納期限	年月日							
領収日	付印	領収日	付印	領収日	付印	領収日	付印							
この部分は、納付者において大切に保管してください。													上記のとおり領収しました。	

裏面

農業及び漁業集落排水事業受益者分担金の納付場所

和歌山市企業局 出納取扱金融機関	和歌山市企業局収納取扱金融機関
紀陽銀行本支店	(注) 余白に金融機関名を記載する。

分担金の納付方法

- 1 原則として5年に分割し、毎年4回の納期により納めてください。
 - 2 一括して全納される場合は、5年分一括納付書により納めてください。ただし、納期限を過ぎると納付できません。
 - 3 第1期分の分担金額に併せて、第2期分、第3期分、第4期分をまとめて納められる場合は、1年分一括納付書により納めてください。
- ただし、納期限を過ぎると納付できません。

別記様式第3号(その3)(第4条関係)

集落排水事業
受益者分担金納付書

④ 口座番号	和歌山市公営企業管 理者	年度
加入者名		

(完納用)

処理区名		年度
受益者コード		
一括納付	年度～	年度

納

分担金納付額	円
納期限	年 月 日
領収日付印	上記のとおり 納付します。
	和歌山市

受付金融機関保管

(完納用)
集落排水事業受益者分担金領収済通知書
年度(年度～)一括納付)

④ 口座番号	加入者名	和歌山市公営企業管 理者
--------	------	-----------------

納

科目	受益者コード	帳票	年度	種別	期別	分 一 括	分担金納付額
領収日付印							円
		上記のとおり収納しましたから通 知します。					納期限 年 月 日
		取りまとめ金融機関					処理区名
							和歌山市

取りまとめ金融機関 → 担当課

別記様式第3号(その4)(第4条関係)

集落排水事業
受益者分担金納付書

④	口座番号	和歌山市公営企業管 理者
	加入者名	和歌山市公営企業管 理者
	(1年分一括納付) 年度	
	処理区名	年度
	受益者コード	

1年分納付額	円
納期限	年月日
領収日付印	上記のとおり 納付します。
	和歌山市

受付金融機関保管

(1年分一括納付)
集落排水事業受益者分担金領収済通知書
年度(1年分一括納付)

④	口座番号	加入者名	和歌山市公営企業管 理者
	[Blank Box]		

科目	受益者コード	帳票年度	種別	期別	1年分 一括	1年分納付額
領収日付印					上記のとおり 領収しましたから通 知します。	納期限 年月日
			取りまとめ金融機関			処理区名
						和歌山市

納

取りまとめ金融機関 → 担当課

別記様式第3号(その5)(第4条関係)

集落排水事業
受益者分担金納付書

㊦ 口座番号	和歌山市公営企業管 理者	年度
加入者名		
(第 期分)		
処理区名		
受益者コード		

第 期納付額	円	納 日
督促手数料	円	
延滞金	円	
合 計	円	
納 期 限	年 月 日	
領 収 日 付 印	上記のとおり 納付します。	
	和 歌 山 市	

受付金融機関保管

集落排水事業受益者分担金領収済通知書

年度(第 期分)

㊦ 口座番号	加入者名	和歌山市公営企業管 理者
(第 期分)		
[]		

科目	受益者コード	帳票	年度	種別	期別	第 期納付額	納 日	
領 収 日 付 印						円		
	上記のとおり収納しましたか ら通知します。						延滞金	円
	取りまとめ金融機関						督促手数料	円
							合計	円

取りまとめ金融機関 → 担当課

別記様式第4号（第5条関係）

集落排水事業受益者変更届

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
届出者 氏 名
電 話

受益者に変更があったので、次のとおり届け出ます。

新 受 益 者	住 所	
	氏 名	
旧 受 益 者	住 所	
	氏 名	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 原 因		

別記様式第5号（第7条関係）

集落排水事業受益者分担金 減額 免除 申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
申請者 氏 名
電 話

集落排水事業受益者分担金の減額免除を受けたいので、和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第7条第1項の規定により申請します。

分 担 金 額	円
申 請 理 由	

別記様式第6号（第7条関係）

集落排水事業受益者分担金 減額免除 決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



年 月 日付けで申請のあった集落排水事業受益者分担金の減額免除について、
次のとおり承認する 承認しない ことに決定しましたので通知します。

減額又は免除の期間	年 月 日から	年 月 日まで
分 担 金 額		円
減額又は免除する額		円
減額又は免除後の分担金額		円
不承認の理由		
備 考		

別記様式第7号（第8条関係）

集落排水事業受益者分担金徴収猶予申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
申請者 氏 名
電 話

集落排水事業受益者分担金の徴収の猶予を受けたいので、和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第8条第2項の規定により申請します。

徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 理 由	

別記様式第8号（第8条関係）

集落排水事業受益者分担金徴収猶予決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった集落排水事業受益者分担金の徴収の猶予について、次のとおり決定したので、和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第8条第3項の規定により通知します。

決 定	
年 度 期 別	年度 期から 年度 期まで
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第9号（第9条関係）

集落排水事業受益者分担金徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者

印

年 月 日付けで徴収猶予を決定したあなたの分担金については、次のとおり徴収猶予を取り消したので、和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第9条第2項の規定により通知します。

取 消 期 日	年 月 日
徴 収 猶 予 取 消 額	円
取 消 理 由	

別記様式第10号（第10条関係）

集落排水事業受益者住所等変更届

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

届出者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり住所
氏名を変更したので、届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日	
受 益 者	変 更 前	住 所	
		氏 名	
	変 更 後	住 所	
		氏 名	

（令和5年3月28日揭示済）

和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規程を公布する。

令和5年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第6号

和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成12年条例第132号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（排水設備の新設等の確認）

第2条 条例第7条第1項前段の規定により排水設備の新設等の確認を受けようとする者は、排水設備新設、増設、改築確認申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- （1）工事施工場所付近見取図
- （2）排水設備の配置図
- （3）排水設備の構造、形状及び寸法を表示した詳細図
- （4）水洗便所、台所、浴室その他汚水を排出する箇所^{きよ}の位置を表示した平面図
- （5）排水設備の埋設部分の寸法並びに地表及び管渠^{きよ}のこう配を表示した縦断面図

2 管理者は、前項の申請の内容が法令及び条例第6条各号に適合するものであることを確認したときは、その旨を排水設備新設、増設、改築確認通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（確認事項の変更の申請）

第3条 条例第7条第1項後段の規定により確認を受けた事項を変更しようとする者は、排水設備変更確認申請書（別記様式第3号）に前条第1項各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係る書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請の内容が法令及び条例第6条各号に適合するものであることを確認したときは、排水設備変更確認通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（工事完了の届出等）

第4条 条例第7条第2項の規定による届出は、排水設備工事完了届（別記様式第5号）により行うものとする。

2 管理者は、条例第7条第2項の規定による検査の結果、当該排水設備が法令及び条例第6条各号に適合していると認めるときは、排水設備工事検査済証（別記様式第6号）を当該排水設備の新設等を行った者に交付するものとする。

（排水設備施工業者の指定）

第5条 条例第8条本文に規定する管理者が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定した者とは、和歌山市下水道条例（昭和59年条例第17号）第7条に規定する排水設備等指定工事店業者とする。

（使用開始等の届出）

第6条 条例第11条第1項前段の規定による届出は、排水処理施設使用開始、休止、廃止、再開届（別記様式第7号）により行うものとする。

2 条例第11条第1項後段の規定による届出は、使用者変更届（別記様式第8号）により行うものとする。

（使用料の額の通知）

第7条 条例第13条に規定する使用料の額は、農業、漁業集落排水処理施設使用料納入通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（使用料の減免）

第8条 条例第15条に規定する特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げるときとする。

- （1）天災その他これに類する災害を受けたため使用料を納付することが困難となったとき。
- （2）その他管理者が特別の理由があると認めるとき。

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、排水処理施設使用料減額、免除申請書（別記様式第10号）に減免事由を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、排水処理施設使用料減額、免除決定通知書（別記様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

新 設
排 水 設 備 増 設 確 認 申 請 書
改 築

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
申請者
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

新設
排水設備増設確認を受けたいので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第7
改築
条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。

建 築 物 区 分	<input type="checkbox"/> 専ら住居に使用する建築物
	<input type="checkbox"/> 上記以外の建築物
工 事 施 工 場 所	
工 事 期 間	着 手 予 定 年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日
施 工 業 者	住 所 (所 在 地)
	氏 名 (名 称)
	電 話 番 号

（注）

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 施工業者は、和歌山市下水道条例第7条に規定する排水設備等指定工事業者とする。

添付書類

- 1 工事施工場所付近見取図
- 2 排水設備の配置図
- 3 排水設備の構造、形状及び寸法を表示した詳細図
- 4 水洗便所、台所、浴室その他汚水を排出する箇所の位置を表示した平面図
- 5 排水設備の埋設部分の寸法並びに地表及び管渠のこう配を表示した縦断面図

別記様式第2号（第2条関係）

排水設備
新設
増改築
確認
通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



新設
年 月 日付けで申請のあった排水設備増設について、法令及び和歌山
改築

市農業及び漁業集落排水処理施設条例第6条各号に適合するものであることを確認した
ので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規程第2条第2項の規定により
通知します。

別記様式第3号（第3条関係）

排水設備変更確認申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
申請者
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

排水設備変更確認を受けたいので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第7条第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

工事施工場所	
変更する事項	

別記様式第4号（第3条関係）

排水設備変更確認通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



年 月 日付けで申請のあった排水設備変更について、法令及び和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第6条各号に適合するものであることを確認したので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規程第3条第2項の規定により通知します。

別記様式第5号（第4条関係）

排水設備工事完了届

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

排水設備工事が完了したので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 施 工 場 所	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
施 工 業 者	住所(所在地)
	氏名(名 称)

（注）届出者は、排水設備の新設、増設、改築又は変更の申請を行った者とする。

別記様式第6号（第4条関係）

排水設備工事検査済証

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



年 月 日付けで工事完了の届出のあった排水設備は、法令及び和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第6条各号に適合したものであると認めます。

検査年月日	年 月 日
検査済番号	第 号

別記様式第7号（第6条関係）

排水処理施設使用
開始
休止
廃止
再開

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住所
届出者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

排水処理施設の使用を
開始
休止
廃止
再開
したので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第
11条第1項前段の規定により届け出ます。

使 用 場 所		
使 用 者	住 所(所 在 地)	
	氏 名(名 称)	
	電 話 番 号	
使用者又は使用人員数	専ら住居に使用する建築物	世帯人員数 人
	上記以外の建築物	居住者数 人 勤務者数 人
使用開始、休止、廃止、再開年月日		年 月 日
使用者番号	第 号	

（注）太線内は、記入しないでください。

別記様式第8号（第6条関係）

使用者変更届

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏

名
電 話

使用者に関し変更があるので、和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第11条
第1項後段の規定により届け出ます。

変 更 年 月 日	年 月 日	
使 用 場 所		
旧 使 用 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名 称）	
新 使 用 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名 称）	
新使用者数又は 新使用人員数	専ら住居に使用 する建築物	世帯人員数 人
	上記以外の建築物	居住者数 人 勤務者数 人

別記様式第 9 号 (第 7 条関係)

和歌山市 集落排水処理施設使用料
納入通知書兼領収証書

和歌山市 集落排水処理施設使用料
納入通知書
和歌山市公営企業管
理者

口座番号 加入者名 年 月分

様

年 度	使 用 者 番 号
(a) 基 本 料 金	(e) 延 滞 金
(b) 人 員 割	円
(c) 消費税及び地方消費税	円
(d) 使 用 料(a+b+c)	計 (d+e)
会 計 款 項	納 期 限
	年 月 日
	目 節 細 節

和歌山市企業局出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関 (近畿 2 府 4 県の郵便局およびゆうちょ銀行を含む。) へ上記のとおり納めてください。

年 月 日

和歌山市公営企業管理者

上記の金額領収いたしました。
この部分は納付者において大切に保管してください。

領収日付印

和歌山市 集落排水処理施設使用料
領収済通知書

和歌山市 集落排水処理施設使用料
領収済通知書
和歌山市公営企業管
理者

口座番号 加入者名 年 月分

納

年 度	使 用 者 番 号
科 目	帳 票 種 別 期 別
(d) 使 用 料	(e) 延滞金
納 期 限	計 (d+e)
年 月 日	円
会 計 款 項	目 節 細 節

上記の金額収納しましたから通知します。

(宛先)和歌山市公営企業管理者

取りまとめ
金融機関 市 町 村 保 管

領収日付印

和歌山市 集落排水
処理施設使用料納付書

和歌山市 集落排水
処理施設使用料納付書
和歌山市公営企業管
理者

口座番号 加入者名 年 月分

納

年 度	使 用 者 番 号
(d) 使 用 料	円
(e) 延 滞 金	円
計 (d+e)	円

金融機関等保管

領収日付印

別記様式第10号（第8条関係）

排水処理施設使用料 減額申請書
免除

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

減額
排水処理施設使用料の 免除
を和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規程

第8条第2項の規定により申請します。

使 用 料 額	
減額又は免除の理由	

別記様式第11号（第8条関係）

減額
排水処理施設使用料 決定通知書
免除

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者



年 月 日付けで申請のあった排水処理施設使用料の減額
免除について、

承認する ことに決定しましたので通知します。
次のとおり
承認しない

減額又は免除の期間	年 月分から	年 月分まで
排水処理施設使用料		円
減額又は免除する額		円
差 引 納 付 額		円
不 承 認 の 理 由		
備 考		

（令和5年3月28日揭示済）

和歌山市企業局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第7号

和歌山市企業局公印規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局公印規程（昭和27年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表下水道普及業務用公営企業管理者印の項中「及び特別使用許可書」を「、特別使用許可書、排水設備（新設・増設・改築）確認通知書、排水設備変更確認通知書及び排水設備工事検査済証」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月28日揭示済）

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第8号

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局事務決裁規程（平成11年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第1項中「又は改廃」を「、改正又は廃止」に改め、同表第2項中「の制定又は改廃を行う」を「を制定し、改正し、又は廃止する」に改め、同表第5項中「の制定又は改廃を行う」を「を制定し、改正し、又は廃止する」に、「廃止を除く」を「改正に限る」に改め、「重要なもの」の次に「（改正に限る。）並びに制定」を加え、同表第23項を次のように改める。

23 情報公開及び個人情報保護に関すること。					
(1) 公文書の開示請求並びに個人情報情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する処分を決定すること。	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの		経営管理部長 (軽易なものを除く。) 企業総務課長
(2) 個人情報ファイル簿に関すること。	○				

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第1項第1号中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料並びに農業及び漁業集落排水処理施設使用料」に改め、同表第5項第7号から第9号までを次のように改める。

(7) 公有財産の貸付け	ア 普通財産			○			
	イ 行政財産			○		○	○
(8) 境界の確認及び明示並びに境界面同意並びに境界標の設置	ア 普通財産			○			
	イ 行政財産	軽易なもの	重要なもの			○	重要なもの
(9) 公有財産の処分（交換によるものを除く。）				○			

別表第1共通決裁事項の表備考に次のように加える。

6 この表の財務に関する事項5公有財産に関することの(7)のア、(8)のア及び(9)については、水道工務部長（水道事業又は工業用水道事業に係る普通財産に限る。）、下水道部長（公共下水道事業、農業

集落排水事業又は漁業集落排水事業に係る普通財産に限る。）及び行政財産に属していた時の所管課長に合議しなければならない。

別表第2個別決裁事項の経営管理部に関する事項の表経理課の項第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号及び第11号を削り、第12号から第19号までを4号ずつ繰り上げ、同表営業課の項第9号中「受益者負担金」を「公共下水道事業分担金並びに農業及び漁業集落排水に係る受益者分担金」に改め、同項第11号中「公共下水道供用開始区域」を「公共下水道等（公共下水道、農業及び漁業集落排水処理施設をいう。以下同じ。）の供用開始区域」に改める。

別表第2個別決裁事項の下水道部に関する事項の表下水道企画課の項中「公共下水道」を「公共下水道等」に改め、同表下水道管理課の項第1号中「排水設備等」を「公共下水道等に係る排水設備等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月28日揭示済）

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第9号

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局組織規程（平成12年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項第2号オ中「水道、工業用水道及び下水道の」を削り、同条第4項中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、公共下水道事業分担金、農業及び漁業集落排水処理施設使用料並びに農業及び漁業集落排水に係る受益者分担金（以下「水道料金等」という。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1）料金班 次に掲げる事務

- ア 水道料金等の収納金の整理に関すること。
- イ 水道料金等の滞納整理に関すること。
- ウ 停水等に関すること。
- エ 水道料金等の統計に関すること。
- オ 水道メーターの検針及び使用水量の認定に関すること。
- カ 水道料金等の調定及び収納に関すること。
- キ 水道料金等の減免及び還付に関すること。
- ク 開栓、閉栓等水道使用に係る各種受付に関すること。
- ケ 集合住宅の各戸検針契約に関すること。
- コ 下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金の賦課に関すること。
- サ 農業及び漁業集落排水に係る受益者分担金の賦課に関すること。
- シ 公共下水道の供用開始に関すること。
- ス 集落排水処理施設の供用開始に関すること。
- セ 公共下水道の普及促進に関すること。
- ソ 集落排水事業の普及促進に関すること。
- タ 課内他班の所管に属しないこと。

第4条の4第1項各号列記以外の部分中「公共下水道事業の計画」を「公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水（以下「公共下水道等」という。）の事業に係る計画」に改め、同項第1号ア及びイ中「公共下水道事業」を「公共下水道等の事業」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 公共下水道等の事業に係る補助金の請求に関すること。

第4条の4第1項第2号ア中「公共下水道の計画」を「公共下水道等の計画（集落排水については、将来計画に限る。）」に改め、同号ウ中「公共下水道施設」を「公共下水道等の施設」に改め、同号に次のように加える。

エ 公共下水道等の事業に係る補助金に関すること。（他課及び課内他班の所管に属するものを除く。）

第4条の4第2項第1号ア中「下水道財産」を「公共下水道等の財産（ただし、処理施設内の公共下水道等の財産を除く。）」に改め、同号ウ中「下水道財産」を「アに掲げる財産」に改め、同号エ中「公共下水道施設」を「下水道施設」に改め、同号キ中「公共下水道台帳」を「公共下水道等（処理施設を除く。）の台帳」に改め、同号中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 非常事態時及び緊急事態時の対応に関すること。

第4条の4第2項第2号ア中「下水道施設（公共下水道に限る。）」を「公共下水道等の施設（管渠を除く。）」に改め、同号イ中「下水道施設（公共下水道に限る。）」を「アに掲げる施設」に改め、同号に次のように加える。

ウ アに掲げる施設の非常事態時及び緊急事態時に係る維持修繕に関すること。

第4条の4第2項第3号を次のように改める。

(3) 工事班 次に掲げる事務

ア 公共下水道等の管渠の維持管理に関すること。

イ アに掲げる管渠の維持修繕の設計、施工及び監督に関すること。

ウ アに掲げる管渠の保守、維持修繕委託及び調査、改善に関すること。

エ 市街化区域内の水路及び用悪水路の改良及び維持修繕に関すること。

オ アに掲げる管渠の非常事態時及び緊急事態時の維持修繕に関すること。

第4条の4第3項中「処理施設」を「公共下水道等の施設（処理施設に限る。）」に改め、同項第1号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 集落排水処理施設の水質管理に関すること。

第4条の4第3項第2号ア中「及び中継ポンプ場等」を「中継ポンプ場等施設及び集落排水処理施設内」に改め、同号イ中「中央終末処理場及び中継ポンプ場等の」を「アに掲げる」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 集落排水処理施設内の用地に関すること。

第4条の4第4項第1号中「管渠改築班」を「管渠改築班」に改め、同号ア中「公共下水道」を「公共下水道等」に改め、「及び耐震事業」を削り、同号イ及びウ中「公共下水道事業」を「公共下水道等の事業」に改め、同項第2号中「公共下水道」を「公共下水道等」に改め、同号イ中「公共下水道の管渠の改築設計及び耐震」を「公共下水道等の管渠の災害復旧の」に改め、同号ウを削り、同項第3号ア中「公共下水道」を「公共下水道等」に改め、「イ及びウにおいて「紀の川以南区域内管渠」という。」を削り、同号イを削り、同号ウ中「紀の川以南区域内」を「アに掲げる」に改め、同号ウを同号イとし、同項4号ア中「公共下水道」を「公共下水道等」に改め、「イ及びウにおいて「紀の川以北区域内管渠」という。」を削り、同号イを削り、同号ウ中「紀の川以北区域内」を「アに掲げる」に改め、同号ウを同号イとする。

第4条の4第5項第1号ア中「公共下水道」を「公共下水道等」に改め、同号エ中「アに掲げる施設」の次に「（農業集落排水及び漁業集落排水を除く。）」を加え、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 公共下水道等の事業の実施計画に関すること。

第4条の4第5項第2号ア中「公共下水道」を「公共下水道等」に改め、同号に次のように加える。

エ 公共下水道等の事業の実施計画に関すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月28日揭示済)

和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第10号

和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程（平成18年水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2号イ中「下水道」を「公共下水道、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設（以下「下水道」という。）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月28日揭示済）

和歌山市企業局水道料金等徴収業務委託規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第11号

和歌山市企業局水道料金等徴収業務委託規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局水道料金等徴収業務委託規程（平成18年水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「上水道及び工業用水道の料金並びに」を「水道料金、」に、「及び下水道事業分担金」を「、公共下水道事業分担金、農業及び漁業集落排水処理施設使用料並びに農業及び漁業集落排水に係る受益者分担金」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者の発行する納入通知書の所定の箇所に受託事業者の領収日付印を押すことをもって領収書の交付に代えることができる。

第7条第2項中「収納報告書を」を「収納した水道料金等をまとめた上で、収納金報告書（別記様式）を作成して」に改め、「当該収納した金銭を」を削り、「和歌山市企業局企業出納員又は」を「払込書（別記様式）により」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第7条関係)

払込書

和歌山市企業局徴収業務受託者納			額
内 訳	件数	金	円
水道料金等			
消費税等			
小 計			
集落排水 使用料			
消費税等			
小 計			
合 計			

上記の金額を払込みます。

年 月 日

和歌山市企業局
徴収業務受託者

徴収業務受託者保管

領収済通知書(正)

和歌山市企業局徴収業務受託者納			額
内 訳	件数	金	円
水道料金等			
消費税等			
小 計			
集落排水 使用料			
消費税等			
小 計			
合 計			

上記の金額を領収したので通知します。

年 月 日

(宛先)
和歌山市企業局
企業出納員

領収日付印

指定金融機関 → 企業局

領収済通知書(副)

和歌山市企業局徴収業務受託者納			額
内 訳	件数	金	円
水道料金等			
消費税等			
小 計			
集落排水 使用料			
消費税等			
小 計			
合 計			

和歌山市企業局
徴収業務受託者

指定金融機関保管

収納金報告書

内 訳	件数	金	額
水道料金等			円
消費税等			
小 計			
集落排水 使用料			
消費税等			
小 計			
合 計			

上記の金額を収納したので報告します。

年 月 日

(宛先)
和歌山市企業局
企業出納員

和歌山市企業局
徴収業務受託者

領収日付印

企業出納員保管

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月28日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第14号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第2条第2項の規定により排水設備等指定工事店として令和5年3月17日付けで新たに指定したので、同条例第18条第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定工事店番号	指定工事店名	所在地	代表者名
第954号	株式会社合同興業 和歌山支店	和歌山市狐島19-1	和歌山支店長 大嶋廣士
第169号	北辰工業株式会社	和歌山市善明寺637番地 の26	代表取締役 中井秀夫

（令和5年3月31日揭示済）

【 消 防 局 訓 令 】

消防局訓令第5号

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

和歌山市消防局長 吉野 楠 哉

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市消防局事務決裁規程（平成15年消防局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第23項を次のように改める。

23 情報公開又は個人情報保護に関すること。					
(1) 公文書の開示請求又は個人情報の開示、訂正若しくは利用停止請求に対する処分を決定すること。	軽易なもの		重要なもの	特に重要なもの	
(2) 個人情報ファイル簿に関すること。	○				

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月30日揭示済）

【 正 誤 】

令和5年3月27日付け和歌山市公報号外第8号中

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

11	下から8行目	(令和5年規則第 号)	(令和5年規則第25号)
----	--------	-------------	--------------